

3 消安第 1581 号  
令和 3 年 6 月 10 日

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎  
( 公 印 省 略 )

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、農林水産大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記事項については、同項ただし書に規定する同法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 2 第 6 項から第 8 項までに示す飼料添加物の試験法（8 については確認試験、純度試験、定量法に係る事項に限る。）について、試験精度が維持される試験法の変更及び試験法に係る規格の明確化などの措置に係る改正を行うこと。

